

労働安全衛生関係法令に基づく健康診断等の概要

No.	法・規則根拠	名称	対象等の概要	実施時期	記録		結果報告	
					保存年数	対象	期日	
1	安衛法66 安則43	雇入時 健康診断	業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者を対象に、雇入時に実施	雇入れのとき	5年	-	-	
2	安衛法66 安則44	定期健康診断	業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者	年1回定期	5年	規模50人以上の事業場	実施後遅滞なく	
3	安衛法66 安則45	特定業務従事者の健康診断	安則13条1項3号のイ～カの衛生上有害な業務に常時従事する労働者	配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上	
4	安衛法66 安則45の2	海外派遣労働者の健康診断	本邦外の地域に6月以上派遣するとき	派遣前	5年	-	-	
			本邦外の地域に6月以上派遣した労働者を本邦内における業務に就かせるとき	帰国後	5年	-	-	
5	安衛法66 安則47	給食従業員の検便	事業に付属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れ時 配置替時	5年	-	-	
6	安衛法66 安則48	歯科医師による健康診断	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務従事者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	規模にかかわらず報告必要 (令和4年10月1日から)	実施後遅滞なく	
7	安衛法66 特化則39 1項	特定化学物質健康診断	従事者	令22条1項3号の業務に常時従事する労働者で、特化則別表第3の区分に応じ、特別の検査、健診を実施(2次健診別表第4)	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	特別管理物質30年 その他5年	該当事業場 (定期の分)	実施後遅滞なく
	過去の従事者		令22条2項の業務に常時従事させたことのある労働者(検査、健診項目上記と同じ)	6ヶ月1回定期				
	緊急時		特定化学物質が漏えいし、労働者が汚染又は吸入したとき	遅滞なく	-			
8	安衛法66 鉛則53	鉛健康診断	令22条1項4号の業務(別表第4)に常時従事する労働者で、鉛則53条の検査、健診を実施 (注)はんだ付け、施釉等業務、絵付け業務、印刷の業務及びこれらの清掃の業務	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期 左記(注)は1年1回定期	5年	該当事業場 (定期の分)	実施後遅滞なく	
	鉛則56		腹部痙痛等病状を訴えたとき(従事者及び従事させなくなつてから4週間以内の者)	その都度遅滞なく	-	-	-	
9	安衛法66 電離則56	電離放射線健康診断	令22条1項2号の業務(別表第2)に常時従事する労働者で、管理区域内に立入る労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	30年	該当事業場 (定期の分)	実施後遅滞なく	
10	安衛法66 除染則20	除染電離放射線健康診断	除染等業務に常時従事する労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	30年	同上	同上	
11	安衛法66 高圧則38	高気圧業務健康診断	令6条1号(高圧室内作業)令20条9号(潜水業務)に常時従事する労働者で高圧則38条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上	
12	安衛法66 四ア則22	四アルキル鉛健康診断	令22条1項5号(別表第5)の業務に常時従事する労働者で四ア則22条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上	
13	安衛法66 有機則29 安衛法22 有機則30 の3	有機溶剤等健康診断	常時	令22条1項6号(別表第6の2)の業務に常時従事する労働者で有機則29条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上
			緊急時	有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したとき	速やかに	-	-	-
14	安衛法66 石綿則40	石綿健康診断	従事者	令22条1項3号の業務に常時従事する労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	40年	該当事業場 (定期の分)	実施後遅滞なく
			過去の従事者	令22条1項3号の業務に常時従事させたことのある労働者				

No.	法・規則 根 拠	名 称	対 象 等 の 概 要	実施時期	記録		結果報告		
					保存年数	対象	期日		
15	じん肺法 7条	じん肺 健康 診 断	就 業 時	新たに常時粉じん作業に従事すること なった労働者	雇入れ時 配置替時	7年 (エックス線 写真を含む)	該 当 事 業 場 (注) 当年未実施でも 要報告	毎 年 12 月 31 日 現 在 の 実 施 状 況 等 を 翌 年 の 2 月 末 ま で	
	じん肺法 8条		定 期	粉じん作業に常時従事する労働者	3年				
				じん肺管理区分2及び3の労働者	1年				
				粉じん作業に従事させた労働者	じん肺管理区分2 3年 じん肺管理区分3 1年				
じん肺法 9条	定 期 外	労働安全衛生法第66条1項、2項の健診に おいてじん肺の所見又は疑いのある労働者	その都度						
合併症で1年を超えて療養休業した者が医 師により療養のための休業を要しなくなっ たと診断されたとき									
その他、省令で定めるとき									
じん肺法 9条の2	離 職 時	離職直前のじん肺健診の期 間が	1年6ヶ月以上 粉じん作業 者 6ヶ月以上 じん肺管理2又は3の粉 じ ん 作 業 従 事 労 働 者 及 び 粉 じ ん 作 業 に 従 事 さ せ て い た 労 働 者	同上					
16	労基法96 寄宿則31	特 殊 健 康 診 断	寄 宿 舎 に お け る 健 康 診 断	寄宿舎に寄宿する労働者に寄宿舎規程31 条の検査、健診を実施	年2回以上	3年	—	—	
17	炭鉱災害 による一酸化炭素中 毒に関する特別措 置法	特 殊 健 康 診 断	炭 鉱 の 一 酸 化 炭 素 中 毒 の 健 康 診 断	被災時	炭鉱災害により一酸化炭素が発生した際そ の場所にいた労働者、また、その直後必要 により当該場所に立入った労働者	発生後又は立 入り後直ちに行 う	5年	該 当 が あ っ た 場 合	遅 滞 な く
			被災時	被災労働者	災害発生後2年 間、1年以内ごと 1回				
18	労基法70 労基則34 の3	特 殊 健 康 診 断	職 業 訓 練 中 の 健 康 診 断	法定の職業訓練を受けている労働者に対 し石炭鉱山における坑内労働に就かせると き 労基則別表第1により安則44の健診を行う	はじめて坑内労 働に就かせた後 1年間に限り年3 回以上	3年	—	—	
19	安衛法66 の2 安則50の2	特 殊 健 康 診 断	深 夜 業 従 事 労 働 者 自 発 的 健 康 診 断	[趣旨]深夜業に従事する労働者であって 事業者が実施する次回の特定業務従事者 の健康診断を待てないものが、自らの判断 で受診した健康診断(自発的健康診断)の 結果を事業者に提出した場合に、事業者に 事後措置等を講ずることを義務付けたも の。 [対象者]常時使用される労働者であって、 自発的健康診断を受けた日前6月間を平均 して1月当たり4回以上深夜業に従事した労 働者	その都度	5年	事 業 者 へ の 提 出 時 期	自発的健康診断実施 後3月を経過しない時 期に、当該検診結果を 事業者に提出した場 合に、事業者措置義 務が生ずる。	
20	安衛法66 の10 安則52の9	特 殊 健 康 診 断	心 理 的 な 負 担 の 程 度 を 把 握 す る た め の 検 査 等 (ストレスチェック)	常時50人以上の労働者を使用する事業場 (詳細については47ページ参照) ※50名未満の事業場は、当分の間、努力 義務	年1回	5年	規 模 50 人 以 上 の 事 業 場	1年以内 ごと1回 定期	

- (注) ● じん肺管理区分が管理2または管理3である労働者については、定期に行われる
じん肺健康診断(1年以内ごとに1回、または3年以内ごとに1回実施)の際に、合併症
の検査のひとつとして「肺がんに関する検査」を行うこととなります。
- 上記のうち、じん肺管理区分が管理2で現在非粉じん作業に常時従事している労働者
については、定期のじん肺健康診断が3年以内ごとに1回であるので、そのじん肺健康
診断が行われない年には、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断(1年以内ごと
に1回実施)の機会を捉え、定期外のじん肺健康診断として、「肺がんに関する検査」を
行うこととなります。なお、この場合には、じん肺法第12条に基づくじん肺管理区分の
決定等の手続きをとる必要はありません。



特殊健康診断の結果は、定期健康診断と同様に受診した労働者に通知する必要があります。

指導勸奨による特殊健康診断

番号	業 務	雇入れ	配置替	6ヶ月	1年	随時	1次	2次	通 達
1	紫外線・赤外線にさらされる業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
2	著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業	○	○	○			○		H4.10.1 基発546
3	マンガン化合物(塩基性酸化マンガンに限る。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
4	黄りんを取り扱う業務又はりん化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
5	有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
6	亜硫酸ガスを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
7	二硫化炭素を取り扱う業務又はそのガスを発生する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)	○	○	○			○	○	S61.1.6 基安発1の2
8	ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
9	脂肪族の塩化又は臭化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S31.5.18 基発308
10	砒素化合物(アルシン又は砒化ガリウムに限る。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	H21.3.25 基安発0325001
11	フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
12	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
13	クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
14	沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
15	米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じん等を発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S45.1.7 基発2
16	超音波溶着機を取り扱う業務	○	○	○			○		S46.4.17 基発326
17	メチレンジフェニルイソシアネート(M.D.I)を取り扱う業務又はこのガス、若しくは蒸気を発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
18	フェザーミル等飼肥料製造工程における業務					注1	○		S45.5.8 基発360
19	クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務					注2	○		S45.12.12 基発889
20	キーバンチャーの業務	○	○		○		○		S39.9.22 基発1106
21	都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)	○	○		○	注3	○		S40.12.8 基発1598
22	地下駐車場における業務(排気ガス)				○	注4	○		S46.3.18 基発223
23	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務	○	○	○			○	○	S48.10.18 基発597
24	チェーンソー以外の振動工具(さく岩機、チッピングハンマー等)の取り扱い業務	○	○	1回は 冬注5	冬注6		○	○	S49.1.28 基発45
25	重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業	○	○	○			○		H25.6.18 基発0618第1号
26	金銭登録の業務	○	○	○			○		S48.12.22 基発717
27	引金付工具を取り扱う業務	○	○	○			○		S50.2.19 基発94
28	情報機器作業(旧称:VDT作業)		○		○		○		R1.7.12 基発0712第3号
29	レーザー機器を取り扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務	○	○				○		H17.3.25 基発第0325002号

注1	作業中又は作業終了後、激しい頭痛、眼痛及び咳並びに皮膚の炎症等の症状を呈した場合には、直ちに医師の診断及び処置を受けさせること。
注2	関係労働者に皮膚障害が見られた場合には、すみやかに医師の診断及び処置を受けさせること。
注3	物忘れ、不眠、疲労、頭痛、めまい等の症状を訴える労働者については、職業歴、既往中毒歴等を明らかにした文書を添え、労災病院又は一酸化炭素中毒に関して経験のある医師による診断を受けさせるよう指導すること。
注4	作業中、排気ガスによると思われる頭痛、めまい、はき気等の症状を訴える労働者については、すみやかに医師の診断を受けさせること。この場合、医師に作業環境の実態及び本人の職業歴、既往歴等をできる限り詳細に伝えること。
注5	レグ式さく岩機、チッピングハンマー、リベッティングハンマー、コーキングハンマー、ピックハンマー、ハンドハンマー、ベビーハンマー、コンクリートブレーカー、スケーリングハンマー、サンドランマー等の工具を取り扱う業務
注6	エンジンカッター等の内燃機関を内蔵する工具(チェーンソー、ブッシュクリーナー及びアースオーガーを除く。)を取り扱う業務 携帯用のタイタンパー及び皮はぎ機を取り扱う業務 携帯用研削盤、スイング研削盤、その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤(使用する研削といしの直径(製造時におけるものをいう。))が150mmを超えるものに限る。)を用いて金属、又は石材等を研削し、又は切断する業務 卓上用研削盤又は床上用研削盤(使用する研削といしの直径が150mmを超えるものに限る。)を用いて鋳物のばり取り、又は溶接部のはつりをする業務

一般健康診断の項目一覧表

健診項目		雇入れ時	定期健康診断	特定業務従事者
診察等	問診（既往歴及び業務歴の調査） （喫煙歴及び服薬歴）	注1	注1	注1
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査			
	身体測定（身長）		1	1
	身体測定（体重）			
	身体測定（腹囲）		2注2	2注2
	視力			
	聴力（1,000Hz及び4,000Hz）		注3	注5
胸部エックス線検査			3	注6
喀痰検査		なし	4	6、注6
血圧				
貧血検査	血色素量		2	2、5
	赤血球数		2	2、5
肝機能検査	G O T		2	2、5
	G P T		2	2、5
	- G T P		2	2、5
血中脂質検査	血清トリグリセライド		2	2、5
	H D L コレステロール		2	2、5
	L D L コレステロール		2	2、5
血糖検査 <small>いずれか一つを選択実施</small>	空腹時血糖		2	2、5
	ヘモグロビン A1c		2	2、5
	随時血糖	注4	2、注4	2、5、注4
尿検査	蛋白			
	糖			
心電図検査			2	2、5

「常時使用する短時間労働者」とは

（平成26年7月24日付基発第0724第2号連名通達から抜粋）

上の一覧表にある一般健康診断（雇入れ時及び定期健康診断）は「常時使用する労働者」が対象ですが、以下の及びのいずれの要件をも満たす「短時間労働者」も受診の対象となります。

期間の定めのない労働契約により使用される者であること。

なお、期間の定めのある労働契約により使用される者であって、1年以上使用されることが予定されている者、及び更新により1年以上使用されている者。（なお、特定業務従事者健診<安衛則第45条の健診>の対象となる者については、6カ月以上使用されることが予定され、又は更新により6カ月以上使用されている者）

1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上である者であること。

表中の記号等の意味

：必須項目

1：20歳以上の者で、医師が必要でないと認めるときは省略可能。

2：40歳未満の者（35歳の者を除く。）で、医師が必要でないと認めるときは省略可能。

3：40歳未満の者（20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く。）で、次のいずれにも該当しないものは、医師が必要でないと認めるときは省略可能。

感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている方
じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている方

4：以下のいずれかに該当する者について医師が必要でないと認めるときは、省略可能。

胸部エックス線検査によって、病変の発見されない者
胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
3により胸部エックス線検査を省略された者

5：一回目の定期健康診断において、当該項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略可能。

6：以下のいずれかに該当する者について医師が必要でないと認めるときは、省略可能。

胸部エックス線検査によって、病変の発見されない者
胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者

注1：「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（平成30年2月5日基発0205第1号、保発0205第1号）で、喫煙歴及び服薬歴について、問診等で聴取することを協力依頼



注2：2に加えて、妊娠中の女性その他のものであって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、BMI (BMI = 体重(kg) / 身長(m)²) が20未満である者、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者 (BMI が22未満である者に限る。) は、医師が必要でないときとは省略可能。

注3：45歳未満の者 (35歳及び40歳の者を除く。) については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力の検査 (1,000ヘルツ又は4,000ヘルツの音に係る聴力の検査を除く。) をもって代えることができる。なお、医師が適当と認める聴力の検査には音叉による検査等があること。

注4：血糖検査は、ヘモグロビンA1cのみでも可。

ヘモグロビンA1cを測定せずに随時血糖による血糖検査を行う場合は、食直後 (食事開始から3.5時間未満) の採血は避けることが必要。また、食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載することが必要。

注5：前回の健康診断において当該項目について健康診断を受けた者又は45歳未満の者 (35歳及び40歳の者を除く。) については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力の検査 (1,000ヘルツ又は4,000ヘルツの音に係る聴力の検査を除く。) をもって代えることができる。

注6：1年以内に1回、定期的に行えばよい。

海外派遣労働者の健康診断

前頁表中の「定期健康診断の項目」に加え次の項目について医師が必要であると認める項目について実施する必要があります。

派遣前	腹部画像検査
	血液中の尿酸の量の検査
	B型肝炎ウイルス抗体検査
	ABO式及びRh式血液検査
帰国後	腹部画像検査
	血液中の尿酸の量の検査
	B型肝炎ウイルス抗体検査
	糞便塗抹検査

派遣前の健康診断は、定期健康診断等を6月以内に受診している者に対しては、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができます。

参考 (特定業務従事者)

給食従事者の検便

事業に付属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、雇入れの際又は当該業務の配置替えの際に検便による健康診断を実施します。

歯科医師による健康診断

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務従事者に対し、雇入れの際又は当該業務の配置替えの際及び当該業務についた後6月以内ごとに1回歯科医師による健康診断を実施します。

定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組の推進について

有所見者に対する保健指導、健康教育等の取組を促進することで、過労死や職業性疾病を予防しましょう

事業者の具体的な取組事項

1. 定期健康診断実施後の措置
健康診断に異常の所見がある方について、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。
2. 定期健康診断の結果働く方への通知
定期健康診断結果を働く方へ確実に通知しましょう。
3. 定期健康診断の結果に基づく保健指導
健康診断の項目に、異常の所見がある方など健康の保持に努める必要がある方について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行い、働く方自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めましょう。
4. 健康教育・健康相談等
健康診断の項目に、異常の所見がある方をはじめ、働く方に対し、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、働く方自身も健康教育・健康相談等を利用して、健康の保持に努めましょう。

